

<あひる一会>

片山 本日は、当会、あひる一会、被害者と司法を考える会の意見を聞いていただく機会を作  
っていただきまして、ありがとうございます。十分、気持ちを言葉にできるかどうか、限ら  
れた時間ではございますけれども、少しずつ御説明をさせていただきたいと思っております。

私たちとしましては、幾つかの項目がある中で、特に被害者参加制度につきましては、こ  
の制度ができることから大変な注意を払って見てまいりました。以前から比較しますと、当  
初不安に思っていました危険性や、いろいろな二次被害の問題について、払拭されたとい  
うには程遠い状況ではないかなと思っております。改めて制度に反対をさせていただくと同時  
に、反対理由を述べて、別のいろいろな御提案もさせていただきたいというふうに考えてお  
ります。

まず、被害者参加制度についての反対理由の一番大きなポイントでございますが、二次被  
害ということがございます。対象事件というのは、被害者参加制度になるような事件の場合、  
被害者遺族に大変大きなショックを与えているものでありますけれども、法廷の場において  
もそれと同じぐらいショックであることもしばしばあるように思っております。

例えば、公判の場に被害者遺族が出ていって、その家族が亡くなる様を改めて心に刻み込  
む作業というのは、大変つらいことではないかなと思います。私どもは被害回復というもの  
が一番いいんだと、大切なんだということをずっと言い続けてまいりましたけれども、法廷  
の場は被害回復とは程遠い状況であるというのを改めて申し上げたいと思っております。

最近でも、私が幾つかの裁判を傍聴させていただきましたけれども、公判の間、被害者遺  
族が泣き続け、家族は被害者当事者が亡くなる様を法廷で聞くと泣き崩れるということが多  
く見られました。これは明らかにつらい状況を思い起こさせ、また新たに悲しまれるとい  
うことの追体験ではないかなと思っております。しかも、それが傍聴人の目の前で行われると  
いうのも大変ショッキングなことではないかなというふうに考えております。

何がショックかということは、言うまでもなく、例えば遺体の写真が出てくるというこ  
もございます。あるいは、被告から被害者に対して心ない言葉を浴びせかけられてしまう  
ということもしばしばございました。

そういう場面でも、被害者は自由に法廷から出ていって、また入ってくる自由もありません。  
一般の傍聴人であれば、出ていくことは可能なわけですがけれども、一旦柵の内側に入っ  
てしまいますと、なかなかそういうわけにはまいりません。ですから、大変これはつらい状  
況ではなかったかなと思います。被害者支援の弁護士さんが付いていても、そのつらい状況

であることにはいささかも変わりがないと思っております。これは明らかに法廷での二次被害というふうに私たちは考えております。

それでも出たい被害者がいるから、この制度は残すべきではないかという意見も確かにあるかと思えます。しかし、強い被害者しかいないわけではありません。被害者遺族の中にはそっとしておいてほしいという被害者もいれば、むしろどうして被害に遭ってしまったのかその理由を知りたいだけなんだという被害者も数多くおられます。その目的として被害者参加制度を選ばずに済むのであれば、ほかの方法を是非考えていただきたいと思えます。

2番目の反対理由、これは逆恨みということがあります。法廷に出て行って被害者遺族がいろいろなことを述べる。その内容について被告人が真剣に受け止めてくださればそれはいいわけですがけれども、なかなかそうではないこともあります。むしろ被害者が強い言葉を述べたために、自分の刑罰が重くなってしまったと受け止められるとするならば、これは次の被害の始まりなのかもしれないなと思っております。

もう一つ、反対理由があります。置き去りということです。被害者参加制度は被害者が選ぶものだから、選ばなくてもいいではないかという見方もあるかもしれません。しかし、被害者全員が出られるわけではありません。親族の中で一部の被害者しか出ることが事実上できません。自らの意思で出てきたんだから、その人が何が何でもすべて聞いてこななければいけない、あるいは意見を述べてこななければいけないというのは、非常にづらい選択なのではないかなと思えます。

一方で、被害者参加制度を選択しない被害者に対しては、自らの意思で不参加をしたのだから、いろいろなことを教えてくれない。その後のケアについても、法廷に出ていかないんだからケアも必要ないではないか、と思われてしまうおそれもあるのではないかなと思えます。犯罪被害者等基本法にある被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとするという状況とは程遠い結果になるおそれがあると思えます。

同じように、被害者間でのあつれきも起きる可能性があるかと思えます。そのような法廷に出ていける被害者と出ていけない被害者の間で、意見の対立が起こる心配が十分にあるということでございます。これは、なかなか被害者間でも言葉にしにくい問題も多々ありますし、納得するときには時間が掛かるケースもいっぱいあるのではないかなと思えます。

私たちも、以前から被害者の回復と裁判とは全く無関係に進んでしまっているということは何度か指摘させていただいたわけですがけれども、改めて被害者の回復に沿っていない刑事

裁判に、無理やり参加する理由はないのではないかと考えております。

大体、今のようところが反対の主な理由でございます。

しかしながら、被害者参加人となった人に対しては、例えば裁判が行われる前に証拠を説明してもらえる機会ができたかといった、良い点も幾つかあったように思います。これはきちんとほかの被害者に対しても生かしていただきたい。たとえ被害者参加人にならなくても、いろいろな情報開示はしてもらいたい。特に、被害者は一般人、法律に詳しくない人が多いわけでございますので、証拠の内容、それからリスト、細かい説明も含めて被害者に開示していただきたいと思います。裁判員裁判になってから、分かりやすい刑事裁判になってはまいりましたけれども、まだまだ分かりにくい専門用語が多いのではないかなと考えております。

また、被害者側の負担ということを考えて場合ですけれども、被告人が争っているケース、事実を認めていないケース、いろいろな場面が想定をされてくると思います。先ほどの逆恨みということとリンクしてくるわけですけれども、被害者が被害者心情を強く述べたために、有罪になってしまったということはなかなかないのかもしれないんですけれども、量刑が重くなってしまったと思われるのは不本意でございますので、有罪無罪の手続は別に行っていただいて、その後に被害者参加人がもし参加するのであれば、入れていただきたいというふうに御提案をする次第でございます。

あと、被害者参加制度の裁判で極めて外せないテーマとして、死刑問題がございます。この国には死刑があります。死刑になりますとどういうことかと言いますと、新たな命が別に奪われるという結果が見えてくるのではないかなと思います。死刑求刑が予想される事件については、やはり被害者参加人に対してもある程度のケアをしていただきたいなと考えております。被害者側が意見陳述をしたから死刑になってしまったと思われるようであれば、これは不本意なことだと思っております。仮に、そのような経過で判決が死刑になってしまったと、もしそのようなことが起きたならば、幾つかの御提案をさせていただきたいと思っております。

確定後の説明と聴取でございます。死刑というのは、言うまでもなく被告人、言い換えると加害者が、この世の中からいなくなってしまうことを判決の中で言い渡す刑罰だと思いません。被害者は、加害者から聞きたいこともいろいろあると思います。場合によっては、きちんと謝ってもらいたい。事件のことを、検察官の追及とは別に、被害者に対して誠意をもって接してほしいという気持ちがあるものではないかなと考えています。したがって、判決後

も定期的に被害者に対して、死刑となってしまった人、死刑確定者の心情を伝えていただくこと、かつ被害者側の心情も同時に聞き取っていただきたいと思います。

また、別の提案もございます。被害者の視点を取り入れた教育というものがございます。私も、いろいろな刑務所、少年院にお邪魔して、重い刑罰、特に無期懲役の人とも随分多く接してまいりました。教育というものはすばらしい効果があるもので、たとえ人を殺しても極めて長い刑罰を言い渡されても、その先に光が見えてくると必ず回復が見えてくるものではないかなと思っております。したがって、例えば死刑確定者に対しても、被害者の視点を取り入れた教育を実施していただきたいと思っております。

現状は、死刑確定者には、そのような教育はされていないと聞いております。そもそも教育全般が施されていないということだと思っておりますけれども、むしろこうした重大事件にこそ、被害者の視点を取り入れた教育を積極的に行い、真剣に向かい合わせることによって、人間的な回復がもたらされるのではないかと私たちは期待しております。また、同時に、被害者の内面にもあります絶望、あるいは怒り、復讐の感情を和らげることもできるのではないかと、これは被害者自身のためにもなるのではないかと考えております。

もう一つ、提案がございます。執行の見直しです。死刑問題に至っては、何度も申し上げておりますけれども、加害者の命がなくなるということで、被害者・加害者の関係修復が見込めなくなってしまうという心配があるわけですが、それによって被害者側の苦しみ、悲しみがなくなるということは全くないわけでございます。被害者側の絶望、失ったものを取り戻すためにどうしたらいいのか。それは加害者の命を奪うことではなくて、むしろ積極的に立ち直らせることではないかなと思います。これは、現状、行われてしまった事件の被害者に対しても言えることでありまして、加害者が執行されてしまったら、この事件そのものがなくなるんだという考えは捨てていただき、是非とも被害者が被害者として生き続ける限り、いつでもその事件についてこの国は考え直していただき、再度、被害者側の意見を聴取していただきたいと思っております。

裁判後の被害者のケアというのも同時にお願いをしたいと思います。死刑事件に限らず、裁判員裁判になるような事件については、裁判中、裁判が終わった後も、精神的・肉体的な疲労度が増すということがございます。是非ともこのようなケアを一層進めていただきたいと思います。

また、情報公開についてもお願いがございます。死刑事件、無期の事件については裁判後にどのような経過になったか、詳しい情報公開を進めていただきたいと思っております。ちなみに、

私どもも最近の死刑執行された人の起案書について情報公開請求をいたしました。しかしながら、内容についてはほとんど墨塗りでごさいます、私たちが知りたかった、執行前に被害者側の意見を聞いたのかどうか、それによって減刑される可能性はあったのかなかったのか、そういうことは全くうかがい知ることができませんでした。是非とも今後、日本の歴史をより信頼感の増すものにするために、これまでの事件についても是非、情報公開を進めていただきたいと思います。

また、死刑事件については、すべての被害者遺族、すべてといっても限度はございますけれども、少なくともできるだけ広い範囲で被害者側の意見を聞いていただき、その上で少しでも執行を取りやめてほしい、あるいは、別の形で償ってほしいという意見があれば、是非ともその意見を聞いていただきたいと思います。現在でも、一部の被害者については死刑囚と会話をした、対面をしたということを知ったことがございますけれども、できるだけ多くの被害者が加害者、死刑囚と会う機会ができるようにしていただきたいと思います。

最後の御提案なんですけれども、これも死刑事件についてです。死刑執行は究極の結論ということになってしまいますので、被害者側が仮に対話を望んだ場合、あるいは時間が経つにつれて裁判当時の応報感情が薄れた場合、そのような場合には死刑執行をやめていただきたい、やめるような制度を考えていただきたい、というようなことを御提案をさせていただきたいと思っております。おおむね、私たちが今お話しさせていただいたことは、被害者参加制度を軸にお願いをさせていただきました。そのほか、犯罪被害者の基本計画につきましては、おおむね刑事参加、それから少年審判の被害者傍聴以外については大変良い部分も多いのではないかなと考えております。公判記録の閲覧・謄写についても、できるだけ多くの被害者に認めていただきたいと思いますし、被害者側の弁護人についても、これは全員、望めば付けられるように、資力制限は撤廃していただきたいと思います。

大体、お話ししたいことは以上でございます。

#### <交通事故調書の開示を求める会>

白倉 交通事故調書の開示を求める会、白倉と申します。よろしく申し上げます。

今回のこのヒアリングの部分についての実際の自分たちの意見で、参加人とかという被害者参加制度等においては、自分たちはその制度がまだ開始されていない事例の裁判だったので、そういうのは支援活動の中で述べることができると思っています。

今の意見陳述の対象者についてなんですが、今は直系親族とか配偶者その他兄弟姉妹、法

定代理人とあって、一応そういうのが認められているようですが、中にはやはり直系ではなくても認められているという場合が見られました。実際そのものは見られていたということですね。あとは、自分としましては、そういう直系とか対象者が決まっている中で、ある種特例のようなものを認めてしまうというのは、余りに法律の遵守としてはちょっと問題があるのではないかと思います、自分の知っている範囲の中で、例えば婚約者という立場でやはりものを述べたいというもので、やはりそこはそこの直系親族だとか意見陳述の対象者に当たらないということで認められていないケースがあり、そういうばらつきがあることから、余り特例を認めるというのは、私は不公平感を生むので控えたほうがいいと思っています。

あとは、性犯罪の被害者のように本人が出るのが困難な場合は、本人が活着ている場合でも直系親族の意見陳述者として認めていいのではないかとということと、あとは、必ずしも両親に育てられていない、おじやおばとかという関係の被害者がいる場合も想定して、私はそういう家庭状況でのおじ、おばまでの対象者は広げてもいいのではないかと考えています。対象者に対しての意見は、拡大といえ、そのおじ、おばなどが被害者の面倒を見ている場合などのケースでは、おじ、おばまで広げてほしいというところです。

あと、意見陳述に関しては、どうも時間と人数の制限があるようなので、やはりその辺をもう少し、例えば両親、兄弟3人というものであったり、時間ばかりにとらわれず認めていただければと思います。例えば、1人父親が15分しゃべれば、残りの母親、例えば残された兄弟1人は、では5分でとか、そういう時間制限は掛けずにきちんと被害者の心情を述べさせていただける状況を作っていただきたいと思います。

次に、記録。自分たちはちょっと被害者特定事項の秘匿制度の部分は飛ばしまして、記録閲覧のほうの意見として述べさせていただきたいんですが、やはりこれは公判前の記録謄写についても、今の現段階、運用という形になっているので、やはりそこは法律での整備をしていただきたいと。現在、公判前の閲覧・謄写に関する運用に関しても、被害者参加制度といっても裁判が決定している方、被害者参加が前提になっていますが、やはり記録を見てから参加するか決めたい場合とか、参加すると決定しない限り見ることができない現在の状況は、被害者の参加制度というのか司法参加をちょっと狭めているのかなという感じに思います。

できることであれば、本来は、自分たちは客観的証拠へ動かぬ部分、実況見分調書であったり、写真撮影されたものにおいては、なるべく早い時期に謄写・閲覧なりというのを認めていただきたいと思うのと、あともう一つが、後にもまたちょっと意見がダブるのですが、

今の段階で被害者に対する記録の閲覧時期が、被害者参加をする場合は第1回公判前、そしてそれをしなければ、第1回公判が終わってからというふうに、開示時期に同じ被害者でありながらばらつきがあるというのも、自分はその辺不公平感があるような感じもするので、仮に出たくても出られないという場合の被害者もいるので、そこら辺をやはり一本化していただきたいと思っています。

次に、被害者参加制度についてなんですが、被害者参加制度に関してまず一つ、ここにはちょっと記してはいないのですが、自分は、本当に被害者が実際に法廷で言葉を発した裁判は1件しか見たことがありません。支援をしている中で聞くのは、やはり主体がどうしても弁護士になってしまっているという部分が大多数で、本当に1件以外の裁判で被害者が声を発した裁判を見たことがないので、やはりその被害者の参加というよりは、被害者が法廷の中にいるだけという、ちょっと印象を受けている参加人もいるというのが現実だと思います。

あとは、被害者参加制度の部分で、やはり公判前整理手続に付したことでの不公平感というものを持っている参加人が多いということ。あと、検察とのコミュニケーションがうまくいっている方は、情報はやはりとてももらえているようなのですが、その辺がうまくいっていない場合については、情報説明が不十分で、参加するとなってもよく自分の事件のことが詳しく把握し切れていないという参加人もいるので、何とか公判前整理手続において、参加人側の弁護人を入れることなどを含めて、もう少し被害者の知る権利というものの保障をしていただきたいと。

今、被害者参加制度における公判前整理手続については、被告人の参加が認められていて、自分たちの事件は参加制度がまだ始まっていなかったんですが、公判前整理手続に付すという形で裁判進行が行われました。その中で自分たちが感じてしまったことは、被告人がその制度に参加していることで、裁判官に既にもう何がしかの心証を与えているのではないかという疑念と、あと、迅速すぎる裁判で、ある程度もうその前に判決が決まっているのではないかとか、いろいろな疑念をやはり持つてしまうこと。それから、自分たちは参加をしていなかったのに、第1回公判後に記録を見ることになったんですが、裁判がちょっと迅速というのか速すぎて、自分の事件ながらその裁判進行に付いていけないという状況もありました。

そこも含めて、もう少し早い段階で書証の開示、あとは検察とのコミュニケーションが難しい方も多く見受けられるので、被害者と一緒に参加する弁護人の公判前整理手続への参加を求めます。

もう一つ、被害者参加人の旅費の支給についてなんですが、これは私の意見としましては、旅費、日当、宿泊費とかといった場合に、遠方で家族が被害に遭って、遠方で裁判が行われるという場合に対しての旅費と宿泊費というものは、私は出すべきではないかと、そういう部分での経済的負担はないほうがいいと思います。

ただ、日当とか報酬とかという言葉に対しては、少々自分としては違和感を受けまして、自分が例えば裁判に被害者として出た場合の、日当を出します、報酬を出しますというものに対しての受取りに関しては、ちょっと抵抗があるので、そこまでの参加人への支給は私は必要はないと思います。

私のほうからは、以上のように、意見陳述対象者の特例を認めることがないようにすること、あと、おじ、おばとかその家庭環境に応じて、状況を見てそこまで範囲を広げてほしいこと、被害者参加制度についてに絡めての公判前整理手続、被害者参加人への旅費・宿泊費の提供についての話ということで、意見とさせていただきます。

今回、自分のほかに、こちらに真砂さんのほうからも御意見という形でお話を。

真砂 お配りした意見書の3ページの下のほうですが、被害者参加制度の中で出てきている閲覧・謄写の関係と重なりますが、私たち交通事故調書の開示を求める会は、何年来の活動をやっています。警察の調書が一回作られてしまうとなかなか修正が効きにくく、また情報の開示がどうも不十分なままここまで来ているのではないかという問題意識を持っているわけです。

被害者参加制度と重なる部分と、異なる部分がいろいろ含まれているんですけども、私たちがこの間やってきた活動と、今後お願いしたい件もありまして、文書を用意しています。

3ページの下の方に、遺族が交通事故原因をしっかりと理解し認識をするためには何が重要かということ、次のページまで含めて4点ほどにまとめて書いてあります。

まず、初動の捜査に当たる警察官は、最近の大きな交通事故のような飲酒運転とかひき逃げには敏感に警察も反応して、科学捜査等をやるんですが、私などが抱えている一般交通事故というのは、扱いが全然違うんですね。ほとんどが交通の渋滞をさせないための事故処理のようになってしまっていて、初動捜査に当たった警察官が「この事故はこういうもの」と思った段階で、そういうものとして調書が作られてしまうことが見受けられるんですね。全部がそうだとやっているわけではありませんけれども。初動捜査に当たる警察官は、その問題意識を持っていただかないと、まず出発からおかしくなると考えています。

4ページのところに、事故というのはいろいろなケースがあり、一見して分かるものと、



いろいろな角度から検証しないと分からないものがあると思うんですけれども、どうしても、忙しい問題もあるんだろうとは思いますが、証拠保全が不十分なまま終わってしまって、担当警察官の何らかの思い込みに基づいた調書がつけられるケースが目立っている。そういうことが行われると、ほとんど後追いが効かなくなってしまいます。まず証拠保全をしっかりやっていただいて、判断が付かないものについては、勝手なシナリオを描かずに、客観的事実に依拠した専門家の意見を含めて検討するような場が設けられないといけないのではないかというのが、私の意見です。

あと、検察についてもそうですけれども、公判前の遺族に対する説明も同じかと思うんですけれども、何が起きてどういう結論になったかについての説明が、どうも十分にされているとは思えない。刑事裁判になるケースはまだしも、不起訴処分になってしまうケースの場合は、どうも証拠そのものがはっきりしないまま行ってしまうたり、十分説明がされないまま来ているケースもあると思います。

私も含めてそうですけれども、遺族の中には、警察の判断について疑問を持つ方がいて、それで自ら事故調査を行い、警察に資料を提出したりすることが結構あるんです。その場合の警察、検察は、「素人は口を出すな」といった態度をとったり、実況見分調書を一回作ったものについてはもう前提として動かさないというような態度がある。初動の警察官は、私が聞く前に、捜査情報というのは仮に遺族であれ教えることはありませんとバサッと切られてしまったり、そんなことがあるんです。

私の場合はもう7年半前ですが、事件当初と比べていろいろな制度改革があり大分変わってきたのも知っております。情報開示については、検察も気を遣いながらやっているというのは、よく分かっています。また法務省を含めて、様々な改革の一つの成果だと思いますが、残念ながら基本的なところってやはりまだ変わらないと考えています。それについてもう一つの紙でちょっと説明させてください。補足資料として別紙でちょっと用意してあります。

情報開示の関係についての、刑事訴訟法と第2次犯罪被害者等基本計画の中身の中で、それに該当する項目を抽出をして、見解を含めて書いてあります。

今回は、被害者参加制度に関する刑事訴訟法の見直しのヒアリングですが、各被害者団体からは、これまでも繰り返し制度の見直し、交通事故捜査に対するという意味ですけど、制度の見直し等の意見が法務省に寄せられたかと思えます。それは今回のテーマとは若干違いますが、今後それについてはお願いしたいということ、最初にちょっと述べておきます。

刑事訴訟法の記録の開示については、第47条に2行ほど書いてあって、これがすべてで、

現在では以前に比べれば調書開示が進みつつあるというのは、私も承知しています。ところが、その弾力的に運用されている中においても、刑事記録の確定前の情報というのは開示されないことは変わらないのです。結局、確定した刑事記録をどの段階で見せましょうかの話でしかないのです。

捜査情報が早期に開示されない理由は、繰り返し説明を受けましたが、交通事故というのは、一般犯罪と違って、相手も特定されていて場所と物証等も明確で、それを開示しない理屈はどうも私には分からないのです。刑事記録として確定した以降の話ではなくて、速やかになぜ出せないかというのは、冒頭の問題意識があるということです。早い時期に捜査情報が開示されれば、捜査の不十分な所の指摘もできますが、時間が経過しては手遅れなのです。

第2次犯罪被害者等基本計画では、これまでの中から幾つかの修正等も出てきたのは文章の中では読み取れます。冒頭の犯罪被害者等の定義ですけど、幅広く書いているのはなかなかすぐれた文章だと思います。過失・故意、あと起訴・不起訴等の識別はしないで、一律犯罪被害者等として考えている点は正しいと思うんですけど、なかなかそれが各論の部分になってくると抽象的で具体性がないように思います。

2 ページに、犯罪被害者等基本計画の中に、情報開示の問題とか捜査上の問題について、(15) から (19) までにわたって幾つか文章があります。それぞれ正しい視点を持っていますが、例えば2 ページの上側の (15) 番の「捜査に関する適切な情報提供等」というところです。「捜査への支障等を勘案し」という前提をもって、犯罪被害者等の要求に応じて適正にやるというような、言うならば総論的なことが書いてあって、法務省もそのような書き方があります。

先ほど言いましたように、交通事故というのはひき逃げを除いては、一般交通事犯の場合は、その場所であるとか、当事者であるとか、物証等の関係については極めて特定されたものであって、情報開示において指摘されているような「捜査に支障を与える」ということはいらないと思います。ですから、それは速やかに出していただけないかというのが、私たちの視点だということです。

警察の捜査は証拠保全に尽きるものであって、各担当者の裁量でやられるという現状というのは、やはり変えていただかないとどうにもならないのではないかと考えています。

(16) に「交通事故捜査の体制強化」という項目があります。ここには、緻密な科学捜査を一層推進とかいうように正しいことはたくさん書いてありますが、実際は捜査の担当をした警察官に委ねられていて、捜査官が不要だと判断すると科学捜査は行われたいケースが

多いんですね。

ひき逃げであれば髪の毛1本でも捜すように、何人もの警察官が地べたはいつくばってもやりますけど、一般交通事故はそんなことなく、証拠保全がないまま終わってしまうのがほとんどかと思っています。私もそうだし、白倉さんの事件についても同じだったと思います。それが後々かなり尾を引いているのが事実と思うんです。

飲酒運転とかひき逃げ等に対する交通犯罪については、緻密な科学捜査が行われるんですけど、一般交通事故の場合のずさんさというのは目を覆うばかりひどいものがあるというのは、御理解いただきたいのです。

刑事記録に対して開示された以降、それに疑問が出ても、再捜査や科学検証を行うルールがない。初動捜査の警察官に誤りがあった場合に修正が効かないという問題があり、あとあと民事裁判でも尾を引くこととなります。

3ページにちょっと飛んで、例えば医療の世界で言えば、過去に医療ミスが幾つかあり、制度の改革が求められました。何らかのヒューマンエラーがあった場合は、対策がとれるような制度になりつつあると思うんですけれども、こと刑事訴訟法の捜査においては、どうもそういう対応策がとれていないというか、原則ないというか、誤りは起こらない前提でやられているのではないかと思います。そこら辺がどうも問題をいろいろ発生させているのではないかと考えています。

(17)「交通事故に関する講義の充実」とか、これも非常に正しいことを書いてあるんですが、ここに「副検事に関する研修」とあって、一般的に交通事故の場合は正検事でなく副検事が当たるという流れになっているようですけど、それを是認しているのかとちょっと疑問を感じました。

(18)に、「適切な情報提供」として、これも不起訴記録については弾力運用しますよと、繰り返言われているんですけれども、私たちが今必要だというのは、確定した記録よりも捜査段階での情報の早期開示ではないかと思っています。

最後に、(19)に検察審査会についての記述があります。一般市民の意見を取り入れますというようなことが書いてあるんです。御存じのように、今、強制起訴に対する見直し議論をする方がいらっしゃいます。言うならば、素人が口を出すなという言い方だと思うんですけれども、不起訴事案に苦しんでいる遺族にとっては、検察審査会は最後のとりでであって、これらの主張は私からすればちょっと許しがたい発言ではないかと理解しています。検察審査会法は補強されることはあっても後退することはないのではないかと思います。

これは、冒頭の犯罪被害者の刑事裁判への参加の項とは若干違いますけれども、重なった部分と、過去からずっと継続している問題とありまして、私たちの会の性格からいうと、どうしてもここら辺についてははっきりしたいと思っております。様々な制度改革で犯罪被害者の人権が認められつつあることは非常にいいことだと思っているんですけども、ただ、やはり初動捜査の段階でしくじられてしまうと、加害者と被害者がひっくり返ってしまうことだってあるんですよ。それがはっきりしないまま、犯罪被害者の権利だけを言っても、何か抜けるのではないかと。それを強く感じているところです。全部のお巡りさんがいい加減なことをやっているということではありませんが、制度上やはり何か足りないのではないかと思います。

これで時間になってしまうので、とりあえず、今日のテーマと若干ずれるところがありましたけれども、御理解いただければと思います。どうもありがとうございました。

白倉 ちょっと、まとめ的に。自分も先ほど早口でしゃべってしまったんで、最後、ちょっとまとめという形で。

様々な部分で、特例とかというものは認めたりすることはやはりやめたほうがよくて、またその特例が認められたということで、その方たちは自分が特別だという声を上げてしまうので、やはりほかの方に、なぜあなただけが特例を認められたんだという、そういう意味で被害者間が変に反感を持ち合うこともあるので、法運用はすべての国民に対して被害者に対して平等であってほしいというところで、それは併せて意見陳述の認められている立場の人、あとは不起訴・起訴、あと被害者参加制度の参加の有無にかかわらず、記録閲覧時期も平等に一つの時期に決めるなど、あとは国選被害者参加弁護人の資力要件も、私はそれは必要ないかなというところで思っています。

あと、先ほど言わなかったんですが、損害賠償請求に関しては、多くの交通事故である過失事件でも認める方向での話はできないのかなということを思います。交通犯罪被害者の場合は、こういういろいろな被害者に対する法律ができていても、不起訴であったり罰金刑とかが多く、このような法律が半ば運用できている被害者の数のほうがやはり少ないというのが現実だと思うので、そこら辺を踏まえたときに、先ほど真砂さんとお話しされたように、いろいろな被害者に対する法律ができていても、法の活用は自分たちはなぜできないのかというところで、皆さん大きな不信感を抱くために、捜査がしっかりなされているのか知りたいということで、調書の早期開示を求める声が交通事故遺族から多く上がっている理由だと思いますので、その辺も御考慮いただきたいなと思います。

以上です。

#### <少年犯罪被害当事者の会>

武 では意見を述べさせていただきます。

まず一つ目は、少年審判にも被害者参加と同様の制度の創設を求めます。

私たち少年犯罪被害者は、現在、少年が逆送された場合だけ被害者参加ができます。逆送される事件は世間の耳目を動かすような事件ばかりで、少年事件の大半は逆送されないのです。つまり、少年事件の被害者が被害者参加して、被告人質問をしたり証人尋問をしたり最終意見陳述をしたりできるのは、ごくわずかの被害者にすぎません。2008年の少年法改正で、故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪等の一定の重大事件の被害者に傍聴が認められましたが、意見陳述はできても、少年に質問することはできません。被告人が成人であるか少年であるかによって、被害者が法廷でできることには大きな差があるのです。

少年の保護育成を目的とする少年法の理念は否定しません。しかし、少年司法の枠組みの中で、被害者が一般国民と同様の扱いを受けることは不合理と思います。被害者と一般国民は全く異なる存在であり、被害者の権利を保障した上で、少年の更生を図っていただきたいと思っています。その意味で、成人事件と少年事件における被害者の立場に大きな相違を設けている現行制度が、合理的な理由に基づくものであるかについて、しっかり検証していただきたいと思っています。

少年事件の被害者も、成人事件の被害者と同様にいろいろな形で審判に関わりたいと考えています。被害者の審判関与は事実認定にも有益ですし、必ずしも少年に不利とは限りません。被害者の言葉を直接聞く機会を増やすことで、少年の更生の可能性を広げる場合も少なくないでしょう。審判に対する被害者の関与が増えることが、少年法の理念に反するとは思いません。

私たち少年事件の被害者は、これまで少年審判を全く信用してきませんでした。私たち被害者が信頼できる審判を実現していただきたいと思っています。そのために、私たち被害者が審判のできることの範囲を、少しでも被害者参加制度に近づけていただきたいと思っています。

二つ目です。現行被害者参加制度の問題点。

一つ目、第1回公判期日について。第1回目の公判期日が被害者や被害者参加弁護士の不在の席で決められるため、被害者や被害者参加弁護士が無理な日程調整を迫られる事態となっています。被害者参加制度の下では、被害者や被害者参加弁護士は、公判に在廷できると

定められていても、事前に何の連絡もなく勝手に日程を決められてしまっただけでは、実質的には在廷することは不可能な場合が少なからず発生します。これでは在廷が認められているといっても意味がありません。第1回公判期日を決める段階で被害者側に連絡をとり、被害者や被害者参加弁護士が参加できる日程調整をしてください。

二つ目、連続開廷。裁判員裁判が始まってから、毎日連続して裁判が行われるようになりました。裁判の迅速化が図られているわけです。でも、被害者から見ると、裁判員に対する配慮に傾きすぎた制度のように見えます。仕事を持つ一般国民からなる裁判員の皆さんから見れば、できるだけ審理を集中する必要があるでしょう。でも、裁判は誰のために行われるのでしょうか。まずは被告人、そして被害者であると思います。共犯が大勢いるような重大事件において連続開廷が続くと、被害者は実質的に裁判に参加ができなくなります。被害者も会社を休まなければ裁判に参加できないわけですから、連日開廷の裁判に参加するために、被害者がどれだけ困難を強いられているか御想像いただけたらと思います。事件の当事者であり、その刑事裁判に最も大きな利害関係を持つ被害者が、参加しにくい制度設計になっていることは明らかだと思います。被害者が参加しやすい制度を工夫してください。

三つ目、交通費。被害者参加人には日当や交通費が出ません。日当はともかくとしても、遠方から参加する場合、被害者にとって交通費や宿泊費は大きな負担です。参加したくても交通費が高くて来られないという被害者もいるでしょう。国費での支給制度を設けてください。

そして、一つお願いがあります。私たち被害者、被害者遺族にとって、検察官の存在はとても重要です。担当の検察官で対応に大きな差が出ないようにお願いします。丁寧な分かりやすい説明をしてほしいのです。そして、私たちにとって審判、裁判は理解しにくく難しいことばかりです。だから、私たちのほうから検察官に質問がしやすいようにしていただきたいです。

ありがとうございました。

上富刑事法制管理官 どうもありがとうございました。

濱刑事法制企画官 私のほうから1点聞かせてください。

今回のヒアリングで御意見をいただきたいと思っていた項目の一つとして、被害者参加人のための国選弁護士の資力要件がありますけれども、この点について、御意見とか、あるいは皆さんの声とかをお聞きになっているものとかはございますか。

武 残念ながら私たち、被害者参加した遺族の人が少ないんですね。少ないので、余りそこは

分からなかったんです、実際のところ。

濱刑事法制企画官 分かりました。

武 多分、想像ですけど、広げていただきたいというのは思うんですが、それを具体的にというのちょっと、余り少なかったので分かりませんでした。

濱刑事法制企画官 意見書の2②に記載されている交通費の部分ですけれども、具体的に、実際に交通費、宿泊費が大きな負担となった事例はございますか。

武 ありました、はい。子どもさんが親元から離れて生活をしていてそこで事件に遭った場合、親御さんが参加したくても、とても遠いわけです。その方は東北の方だったんですが、参加したいけれどもとても交通費とか宿泊費が続くと負担だとおっしゃっていました。だから、やはり近ければまだいいと思うんですが、少し距離が離れた場合は、やはりそれは支給していただきたいというのはすごく思いました。

濱刑事法制企画官 今の事例は、少年事件で被害者参加した事例ですか。

武 そうです、はい。逆送になった事件です。

上富刑事法制管理官 その方は結局、実際に参加されたんですね。

武 はい、しました。

上富刑事法制管理官 自費で負担して参加されたわけですね。

武 自費で、そうです、はい。

私はいつも思うんですが、費用が出せる人はいいいんです。でも、みんながみんな出せないという状況はあるので、不公平だと思うんです。費用のことがとても負担になる人が出てくるとことは不公平だから、やはりそういう場合は一律負担していただきたいと思います。

上富刑事法制管理官 更にお聞きしておくべきことはありますか。よろしいですか。

武 この連続開廷というのは、本当に裁判員裁判になってから、すごく多いんですけども、それはやはり裁判員の方のことを考えてですよね。裁判員の場合は、先ほども言いましたように、日当も出ますし交通費も出ます。でも、被害者の遺族の人は仕事を休まなければいけないです。そして、理解のある会社であればいいんですが、小さな会社であつたら休みにくかったりします。そうしたら、またとても負担になるんです。だから、連続ということであっても、もう少し間をあけるとか、やはりそういうことは考えていただきたいんですが、そうすると裁判員の方の負担というのが出てくるんですか。でも、優先順位があると思うんです。被害者の遺族の人たちがとても大変そうだなと思えてならないです。

いつも考えられているのは、被害者参加をする人は、割と理解のある会社員で、大会社で

人手もたくさんいるような設定の仕方に感じます。ところが、中小企業であって人手が少なく、自分が仕事をしなければいけない人たちも多いです。会社も休みやすく、連続の被害者参加がしやすい想定になっていると思います。もうちょっとその想定を考えていただきたい。本当は多くの場合、自分が働かなければ食べられないという人のほうが多いですから。いつもそこは不公平だなと思います。

濱刑事法制企画官 意見書の2の①に記載された第1回公判期日の部分ですが、これは、具体的な事例はありましたか。

武 私はこれ、一つしか聞いていないですね。

濱刑事法制企画官 この事案では、第1回公判期日が勝手に決められてしまい、結局、出席できなかったということだったんですか。

武 それは必死になって調整したと聞いています。

濱刑事法制企画官 何とか出席したという事例ですか。

武 はい。やはり出席をしたいので。とても大変だったと聞きました。私はそれを聞くまで、分からなかったんです。もう当然、被害者にもそういうことは連絡が行くだろうと思っていたら、そうではないと聞いたので、正直びっくりしたんですが。

先ほど、検察官のお願いをしたんですが、被害者参加をするときに、被害者のほうに弁護士がいる場合もありますし、いない場合もあると思うんです。付けられない、付けない人もいます。そうすると、検察官の存在は更に重要になってくるので、ここは本当に充実させていただきたいです。

これは2件聞きました。検察官の人が、最初の人がとても丁寧だったのに、途中で変わってとても残念だったということの一つ聞きましたし、そして、もう一つも同じような話を聞きましたので。

遺族にとって信頼できる、できないは実はとても大事なんです。まずは法律で守ってもらうことで、国を信頼するというのか。そして、更に法律にかかわる人たちを信頼できる、できないで、その結果が同じであってもすごく持ってしまう感情とか、そういうものが全然違うんです。

私は宗教を持っているわけでもないですが、その後の前を向いて生きるということが、何と言うか、うまく言えないですけど、影響があるのは間違いないです。私たち残された遺族は前を向いてしっかり生きていくべきだと思うんですが、それが国に対して信頼できないことが続いてしまうと、本当に下を向いて歩かなければいけないというか、とても苦しい生き方



をしているんです。だから、その関わり方はとても重要です。まずは国を信頼したい。そして検察官を信頼したい。

それが、よくある事では、説明不足であったり、連絡不足であったり、そういうことで、遺族はもうがっかりするんです。その検察官にとったらたくさんある事件の中の一つなんです。私たちにとってはそれしかないんです。だから、できるだけ差が本当にならないようにしていただきたいです。そういう思いだということを、検察官には知っていただきたいです。

—了—